

岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金交付要綱

平成29年3月31日決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市における次世代自動車の普及の促進を図り、地球温暖化対策を推進するため、予算の範囲内で交付する岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。
- (2) 次世代自動車 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車及び天然ガス自動車をいう。
- (3) V2Hシステム 次世代自動車のうち電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備をいう。
- (4) 専用住宅 専ら人の住居の用に供する建物をいう。
- (5) 共同住宅 一棟の建物であって、構造上区分された数個の部分それぞれの世帯が独立して住居の用に供するものをいう。
- (6) 併用住宅 建物の一部を住居の用に供するものをいう。
- (7) 建売販売事業者 V2Hシステムを備えた建売住宅を販売する事業者をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) V2Hシステムを市内の住宅に新たに設置する事業
 - (2) V2Hシステムを備えた市内の建売住宅を購入する事業
- 2 前項各号に規定するV2Hシステムは、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 未使用品であること。
 - (2) 電気自動車等から分電盤を通じて住宅に電力を供給する機能を有するものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、第9条に規定する条件を満たすことができると認められるものとする。

- (1) 個人又は個人事業主
- (2) 法人
- (3) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、V2Hシステム(付帯設備を含む。以下同じ。)の購入費及び設置に係る工事費(配電工事その他の機器工事と一体不可分の工事に限る。)とする。

2 補助対象経費の額は、当該補助対象経費の額に消費税及び地方消費税に相当する額を含む場合にあっては、当該消費税及び地方消費税に相当する額を減じて得た額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額の3分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 補助金は、10万円(この要綱で定める補助金以外の助成金、補助金等(以下「助成金等」という。))を受ける場合にあっては、補助対象経費の額から助成金等の額を減じて得た額)を超えて交付することができない。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、V2Hシステムを設置しようとする建物につき1回限りとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 専用住宅又は併用住宅に2世帯以上の世帯(住民票を分けている世帯に限る。)が居住する場合であって、当該世帯が居住の用に供する部分にV2Hシステムを設置するとき それぞれの世帯につきV2Hシステム1基を限度とする。

(2) 共同住宅における住居の用に供する専有部分にV2Hシステムを設置する場合 各戸につきV2Hシステム1基を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業を実施しようとする日の属する会計年度の12月28日(同日が岐阜市の休日を定める条例(平成元年岐阜市条例第45号)に定める休日(以下「休日」という。))に当たる場合にあっては、その直前の休日でない日)までに、岐阜市家庭用次世代自動車充電設備(V2H)普及促進補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に係る見積書(V2Hシステムの設置場所、見積金額並びに見積書の作成者及び依頼者が確認できるものに限る。)又は契約書(V2Hシステムの設置場所、契約金額並びに発注者及び受注者が確認できるものに限る。以下同じ。)の写し

(2) 事業計画書(様式第2号)

(3) カタログ、パンフレット等の写しその他のV2Hシステムの形状及び仕様が確認できる書類

(4) V2Hシステムを設置する建物及び駐車場の場所を示した図面、地図等の書類

(5) リース契約等によりV2Hシステムを設置する建物を使用する者にあっては、申請同意書(様式第3号)

(6) 第4条第3号に掲げる者にあっては、次に掲げる書類

ア 建物に係る管理規約

イ 建物の管理者であることが確認できる書類

ウ 補助事業の実施を決定したときの集会の議事録の写し

(7) 前条第1号に掲げる場合にあつては、世帯全員の住民票の写し（3か月以内に発行されたものに限る。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、第3条第1項第1号に掲げる補助事業にあつては当該補助事業に係る設置工事に着手する日の1月前までに、同項第2号に掲げる補助事業にあつては購入した建売住宅の引渡しの日1月前までに行わなければならない。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をするときは、規則第6条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) V2Hシステムを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の期間において、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、及び管理すること。

(2) 市長が実施する消費電力、省エネルギー等に関するアンケートに回答すること。

(3) 市長からV2Hシステムの運転状況について報告を求められたときは、その状況を報告すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（決定の通知等）

第10条 市長は、補助金の交付を決定したときは、岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「補助金交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不適当と認めたときは、岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助金交付決定通知書を受けた後でなければ、補助事業に着手してはならない。（計画の変更等）

第11条 申請者は、補助事業の計画の変更（次項に規定する場合を除く。）をしようとする場合又は補助事業を中止しようとする場合は、あらかじめ岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金補助事業計画変更・中止申請書（様式第6号）に事業計画書その他の変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助対象経費の合計額又は補助金の交付額に変更を生じない変更を行う場合は、次条第1項の規定による実績報告の日の前日までに岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金補助事業計画変更届出書（様式第7号）に事業計画書その他の変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る内容を審査し、補助事業の計画を変更することを適当と認めたときは、岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備（V2H）普及促進補助金補助事業計画変更・中止承認通知書（様式第8号。以下「補助事業計画変

更・中止承認通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

- 4 申請者は、補助事業計画変更・中止承認通知書を受けた後でなければ、当該変更をしようとする補助事業に着手してはならない。

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業が完了したときは、岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備(V2H)普及促進補助金補助事業実績報告書(様式第9号。以下「補助事業実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る領収書の写し
 - (2) V2Hシステムを設置した建物全体を写したカラー写真
 - (3) V2Hシステムの保証書の写しその他の建物に設置したV2Hシステムが未使用品であることを確認できる書類
 - (4) V2Hシステムの設置場所が確認できる図面
 - (5) V2Hシステムの設置工事の着手前、工事中及び設置後の状況を写したカラー写真(第3条第1項第2号に掲げる補助事業にあつては、V2Hシステムの設置後の状況を写したカラー写真)
 - (6) 第8条第1項の規定による申請において補助事業に係る契約書の写しを提出していない者にあつては、当該契約書の写し
 - (7) 申請者が第4条第1号又は第2号に掲げるものであり、かつ、次に掲げる場合にあつては、V2Hシステムを設置した住宅の登記事項証明書の写し
 - ア V2Hシステムを設置した住宅が共同住宅である場合
 - イ 申請者の住所又は所在地以外の場所にある住宅にV2Hシステムを設置した場合
 - ウ 申請者とV2Hシステムを設置した住宅の所有者が異なる場合
 - エ V2Hシステムを設置した住宅を複数の者が共同で所有する場合
 - (8) 申請者が第4条第1号又は第2号に掲げる者であり、かつ、前号ウ又はエに該当する場合にあつては、V2Hシステムを設置した住宅の所有者全員が当該補助事業の実施を承諾したことが確認できる書類
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助事業実績報告書は、補助事業を完了した日から1月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する会計年度の3月の第3週の金曜日(同日が休日に当たる場合にあつては、その前日)のいずれか早い日までに提出するものとする。

(交付額の確定等)

第13条 市長は、補助事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに補助事業実績報告書の内容の審査、現地調査等(以下「審査等」という。)を行い、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備(V2H)普及促進補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査等の結果、補助金を交付することが不適当と認めるときは、岐阜市家庭用次世代自動車充給電設備(V2H)普及促進補助金交付不承認決定通知書(様式第11号)により、申請者に通知するものとする。

(処分の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、V2Hシステムの法定耐用年数の期間内において、当該V2Hシステムを売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めるときは、財産処分承認通知書(様式第13号)により、当該補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(事務の代行)

第15条 申請者は、第8条、第11条及び第12条の規定による手続を、V2Hシステムを販売し、及び設置する事業者又は建売販売事業者に代行させることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。